

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3年 1月13日作成)

法令名	沿岸漁場整備開発法
根拠条項	第22条第2項
処分の概要	放流効果実証事業の改善命令
法令の定め	<p>第二十二條</p> <p>2 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>一 指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項、第二十条第一項又は前条の規定に違反した場合</p> <p>二 次に掲げる場合その他指定法人が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施していないと認められる場合</p> <p>イ 指定法人が第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画で定めるところに従い第十六条の業務を実施していると認められない場合</p> <p>ロ 第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画が、当該認可後沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため、第十九条各号のいずれかに該当しなくなつたと認められる場合</p> <p>ハ 指定法人が協力金を放流効果実証事業以外の用途に充てた場合</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	水産林務部水産局水産振興課栽培振興係 (電話番号：28-261)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3年 1月13日作成)

法令名	沿岸漁場整備開発法
根拠条項	第23条第1項
処分の概要	指定法人の指定の取消
法令の定め	第二十三条 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定を取り消すことができる。 一 指定法人が解散したとき、その他指定法人が第十五条第一項第一号に規定する法人に該当しなくなったとき。 二 指定法人が前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 三 指定法人が前条第二項の規定による命令に違反したとき。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	水産林務部水産局水産振興課栽培振興係 (電話番号：28-261)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3年 1月13日作成)

法令名	持続的養殖生産確保法
根拠条項	第5条第2項
処分の概要	漁場改善計画の認定の取消
法令の定め	第五条 2 都道府県知事は、認定漁業協同組合等が前条第一項の認定に係る漁場改善計画（前項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定漁場改善計画」という。）に従って養殖漁場の改善を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	水産林務部水産局水産振興課栽培振興係（電話番号：28-263）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3年 1月13日作成)

法令名	持続的養殖生産確保法
根拠条項	第7条第2項
処分の概要	養殖漁場の改善勧告に従わなかったときは、その旨を公表
法令の定め	<p>第七条 都道府県知事（漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、農林水産大臣。以下同じ。）は、漁業協同組合等が基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該漁業協同組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた漁業協同組合等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	水産林務部水産局水産振興課栽培振興係（電話番号：28-263）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3年 1月13日作成)

法令名	持続的養殖生産確保法
根拠条項	第7条第3項
処分の概要	養殖漁場の改善勧告に従わなかった旨を公表された後、勧告に係る措置をとらなかった場合の養殖漁場改善のための措置
法令の定め	<p>第七条 都道府県知事（漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあつては、農林水産大臣。以下同じ。）は、漁業協同組合等が基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該漁業協同組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をするものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた漁業協同組合等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、漁業調整その他公益のために必要があると認めるときは、漁業法第三十四条第一項又は第四項の規定による養殖漁場の改善のための措置その他の適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定により漁業法第三十四条第四項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会（同法第八条第三項に規定する内水面における養殖業については、内水面漁場管理委員会）の申請によらず、漁業権に制限又は条件を付けることができる。この場合においては、同法第三十四条第二項及び第三十七条第四項の規定を準用する。</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	水産林務部水産局水産振興課栽培振興係（電話番号：28-263）
問い合わせ先	同上
備考	<p>（公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a>）</p> <p>※漁業法第34条第1項又は第4項の規定による措置</p> <p>第三十四条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は条件を付けることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は条件を付けることができる。</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3年 1月13日作成)

法令名	持続的養殖生産確保法
根拠条項	第8条第1項第1号
処分の概要	特定疾病にかかり、又は疑いのある養殖水産動植物の移動の制限及び禁止
法令の定め	第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。 一 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。 3 第一項の規定による命令については、審査請求をすることができない。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	水産林務部水産局水産振興課研究普及係 (電話番号：28-257)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3年 1月13日作成)

法令名	持続的養殖生産確保法
根拠条項	第8条第1項第2号
処分の概要	特定疾病にかかり、又は疑いのある養殖水産動植物の焼却又は埋却命令
法令の定め	<p>第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。</p> <p>二 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の焼却、埋却その他特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法による処分を命ずること。</p> <p>3 第一項の規定による命令については、審査請求をすることができない。</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	水産林務部水産局水産振興課研究普及係 (電話番号：28-257)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> )

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3年 1月13日作成)

法令名	持続的養殖生産確保法
根拠条項	第8条第1項第4号
処分の概要	特定疾病の病原体の付着、又はおそれのある養殖用施設の消毒命令
法令の定め	<p>第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。</p> <p>四 特定疾病の病原体が付着し、又は付着しているおそれのある漁網、いけすその他農林水産省令で定める物品を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずること。</p> <p>3 第一項の規定による命令については、審査請求をすることができない。</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	水産林務部水産局水産振興課研究普及係 (電話番号：28-257)
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> )



(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 3年 1月13日作成)

法令名	持続的養殖生産確保法
根拠条項	第8条第1項第3号
処分の概要	特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物の移動の制限及び禁止
法令の定め	<p>第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。</p> <p>三 特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物（都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限る。）を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。</p> <p>3 第一項の規定による命令については、審査請求をすることができない。</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	水産林務部水産局水産振興課研究普及係（電話番号：28-257）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/jigyou.htm</a> ）